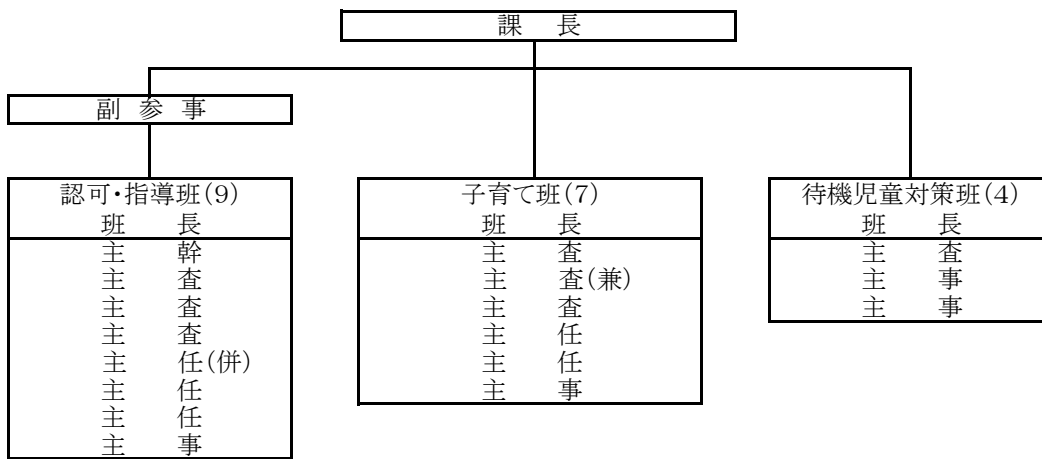


【子育て支援課】

1 子育て支援課の業務概要

(1) 組織図

機関名: 子育て支援課



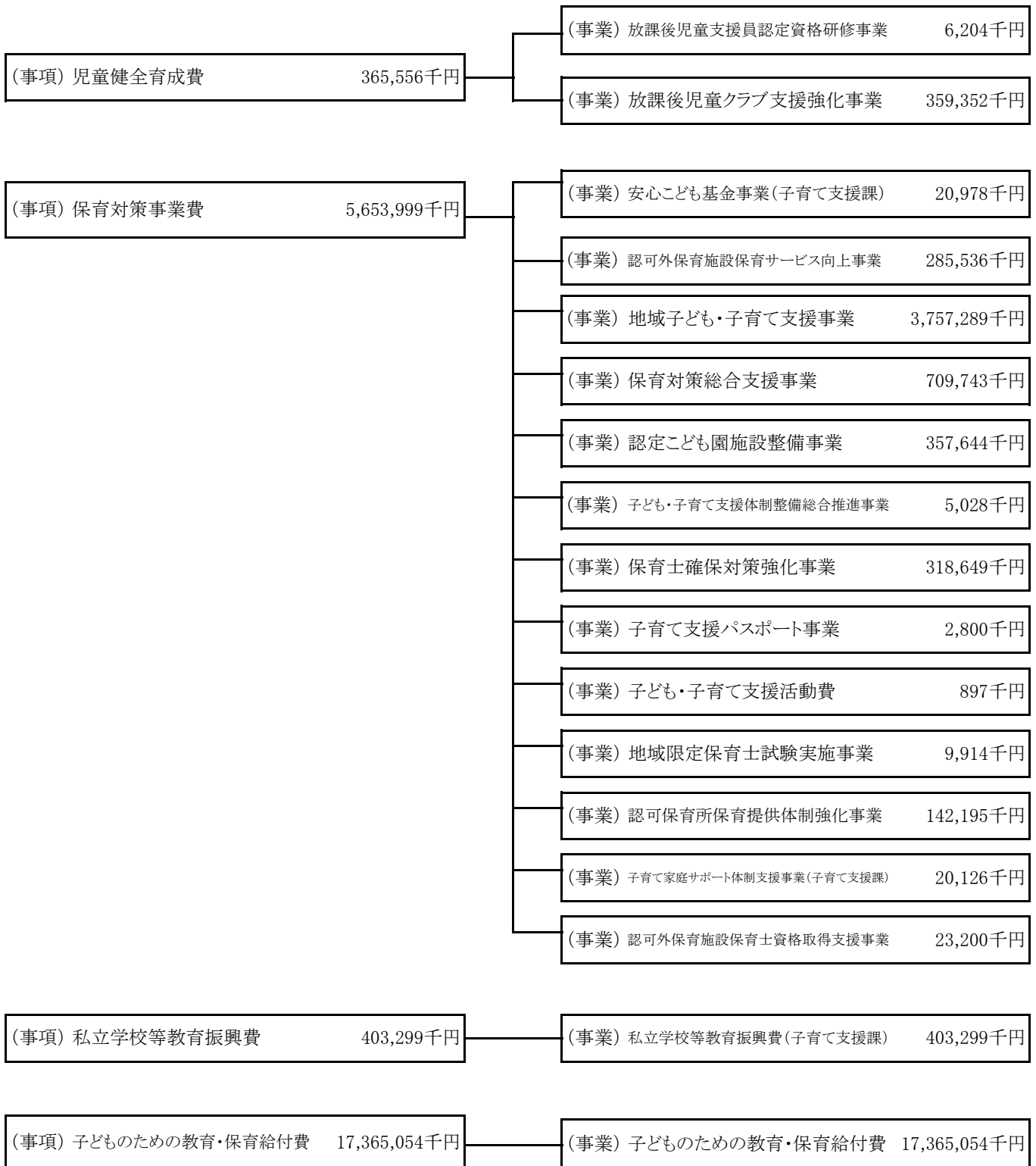
職員数	一般職員	22名
	再任用職員	0名
	臨時的任用職員	0名
	小計	22名
会計年度任用職員(指導監査専門員)		0名
会計年度任用職員(立入調査員)		6名
会計年度任用職員(事務補助)		3名

(2) 事務分掌

班名等	分掌事務	班名等	分掌事務
子育て班	(1) 課の総括に関する事。 (2) 少子化対策(他課所掌を除く)に関する事。 (3) 次世代育成支援(他課所掌を除く)に関する事。 (4) 子ども・子育て会議に関する事。 (5) 子ども・子育て新制度の総括(地域型保育、保育認定等の市町村支援含む。)に関する事。(他の分掌を除く。) (6) 施設型給付費等(へき地保育所、私立幼稚園含む)に係る給付事務、処遇改善等加算承認事務等に関する事。 (7) 施設等利用給付(幼児教育・保育無償化)に関する事。 (8) 地域子ども・子育て支援事業に関する事。 (9) 放課後児童クラブに関する事。 (10) 児童厚生施設(児童館、児童遊園)に関する事。 (11) 保育関係団体に関する事。 (12) 社会福祉施設職員退職手当共済法に関する事。 (13) その他、子育て支援に関する事。	待機児童対策班	(1) 待機児童対策(他班所掌を除く)に関する事。 (2) 安心子ども基金(他課・他班の所掌を除く)に関する事。 (3) 保育所等の整備計画及び整備等に関する事。 (4) 保育士の確保に関する事。 (5) 保育士登録・試験等に関する事。 (6) 子ども・子育て新制度(保育士確保関連)に関する事。 (7) その他、子育て支援に関する事。
認可・指導班	(1) 社会福祉法人認可・指導監督に関する事。 (2) 保育所の設置認可(認定こども園含む)に関する事。 (3) 市保育行政、認可保育所及び社会福祉法人(他課所掌を除く)の一般指導監査及び特別指導監査に関する事。 (4) 認可外保育施設に関する事。 (5) 待機児童対策に関する事(他班所掌を除く)。 (6) 認可外保育施設立入調査員に関する事。 (7) 認可外保育施設の研修に関する事。 (8) 認可外保育施設関係団体に関する事。 (9) 私立幼稚園業務に関する事。 (10) その他、保育の質の向上に関する事(他班所掌を除く)。		

(3) 主要事業の体系図

当初予算額



2 児童の福祉(保育対策と子育て支援)

基本的な人格の形成期にある乳幼児は、その家庭において保護者のもとで保育されることが望ましいが、保護者の労働や疾病等なんらかの理由により家庭において十分保育できない場合、これらの児童を保護者に代わって保育し、心身の健全な育成を図る必要がある。

また、近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童と家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められている。

そうした子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、地域の実情に応じた子育て支援を充実させるため、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援を量と質の両面から拡充し、社会全体で子育てを支えることとされた。

(1) 保育対策

①現状

復帰時の保育所は、94カ所であったが、令和5年4月1日現在における保育所等の数は892カ所(定員67,588人)となっている。

表6-1 施設数、定員及び初日入所人員(各年度4月1日現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数(箇所)	741	805	829	855	880	892
保育所	480	474	455	456	451	430
認定こども園	79	130	156	168	195	225
地域型保育事業	169	188	205	218	222	226
特例保育	13	13	13	13	12	11
認可定員(人)	56,123	60,375	63,864	65,069	66,807	67,588
保育所	45,612	44,792	43,074	42,771	41,735	40,537
認定こども園	7,065	11,935	16,568	17,943	20,536	22,447
地域型保育事業	3,030	3,443	3,787	3,932	4,143	4,216
特例保育	416	205	435	423	393	388
初日入所児童数(人)	53,965	57,418	59,016	59,513	59,489	59,638
保育所	44,526	42,957	41,273	40,358	38,351	36,031
認定こども園	6,578	11,261	14,267	15,638	17,719	20,124
地域型保育事業	2,645	2,976	3,255	3,332	3,242	3,333
特例保育	216	224	221	185	177	150

※平成30年度より特例保育が含まれることとなった。

ア 保育所とは、就労や疾病等により家庭において十分保育することができず、保育を必要とする児童について、保護者に代わって保育を行うことを目的とする児童福祉施設である。

イ 認定こども園とは、0歳から就学前の子どもを対象とし、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設である。①幼保連携型（幼稚園の機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設）②幼稚園型（認可幼稚園に保育所機能追加）③保育所型（認可保育所に幼稚園機能追加）④地方裁量型（幼・保とも無認可の施設）の四つの類型がある。

ウ 地域型保育事業とは、保育所より少人数の単位で0歳から2歳の子どもを保育する事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業）。

エ 特例保育とは、保育の確保が著しく困難な離島・その他地域で実施されている保育（へき地保育）。

②待機児童対策

沖縄県は、全国と比べて保育所待機児童数が多いことから、引き続き保育士の確保等により潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図る必要がある。

表6-2 待機児童数調査(各年度4月1日現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数(人)	53,965	57,418	59,016	59,513	59,489	59,638
待機児童数(人)	1,870	1,702	1,365	564	439	411

ア 施設・環境整備

a 安心こども基金事業

国の経済対策として平成20年度から平成28年度に配分された子育て支援対策臨時特例交付金を原資とする安心こども基金により、安心して子どもを育てることができる体制の整備を目的として、待機児童の解消のための保育所の創設や老朽改築による保育所環境整備などを実施している。

b 認定こども園施設整備事業

幼稚園と保育所双方の機能を併せ持つ認定こども園の設置を促進することにより、子どもを安心して育てることができる体制の整備を促進するため、市町村が実施する認定こども園の施設整備事業へ補助している。

令和5年度からこども家庭庁が発足したことに伴い、「就学前教育・保育施設整備交付金（こども家庭庁所管）」が創設され、県予算計上中の「認定こども園施設整備交付金（文部科学省所管）」と市町村直接補助事業である「保育所等整備交付金（厚生労働省所管）」の一元化が図られた。

c 保育対策総合支援事業

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講じることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備の取組を支援する。

- ・ 保育体制強化事業
- ・ 保育補助者雇上強化事業

- ・認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ・医療的ケア児保育支援事業
- ・保育士資格取得支援事業
- ・保育士資格取得・登録オンライン化事業
- ・保育士修学資金貸付等事業
- ・待機児童対策協議会推進事業

d 認可外保育施設保育サービス向上事業

認可外保育施設における保育サービスの確保・向上を図り、入所児童の処遇向上、保育環境の整備等の支援を行う市町村に対する補助等を行う。

- ・新すこやか保育事業
- ・認可外保育施設研修事業
- ・指導監督基準達成・継続支援事業
- ・認可化移行支援事業（運営費）
- ・認可化移行支援事業（施設改善費）

イ 保育士の養成確保

保育所等児童福祉施設の保育士の確保については、県内に5カ所の指定保育士養成施設がある。

表6-3 保育士養成所設置状況(令和5年4月1日現在)

養成所名	設置主体	学生定員
沖縄女子短期大学	学校法人 嘉数女子学園	400人
沖縄キリスト教短期大学	学校法人 沖縄キリスト教学院	200人
ソーシャルワーク専門学校	学校法人 大庭学園	140人
沖縄福祉保育専門学校	学校法人 大庭学園	160人
沖縄こども専門学校	学校法人 三幸学園	192人

※学生定員は1学年・2学年の合計数

表6-4 保育士試験合格者状況(各年度末現在)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受験者数(人)	1,956	2,116	2,283	1,201	2,380	2,298
全科目合格者	419	365	544	281	406	640
合格率(%)	21.4	17.2	23.8	23.3	17.0	27.9

※保育士試験全科目免除者含む

※令和4年度は、地域限定保育士を含む

<保育士資格登録事業>

この事業は、平成15年11月29日施行の改正児童福祉法に基づき、平成15年度から開始された事業で、保育士資格が詐称され、その社会的信用が損なわれている実態に対処する必要があること、地域の子育ての中核を担う専門職として保育士の重要性が高まっていること等に対応するため、保育士として就業している（又は保育士として就業を予定している）保育士資格所有

者に対し、都道府県知事への資格の登録を義務づけるものである。指定保育士養成施設卒業者は、登録申請時点の住所地の都道府県知事へ、保育士試験合格者は、試験合格地の都道府県知事へ、登録を行うこととなっている。

表6-5 保育士資格登録件数

年 度	平成15年度～28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計
件 数	21,953	1,181	1,116	1,188	1,046	1,029	1,113	28,626

a 保育士確保対策強化事業

保育士の就労斡旋、現役保育士の定着促進及び離職防止、潜在保育士の復職支援を図ることで、待機児童の解消・待機児童を生じさせない安定した保育の提供体制を整備する。

- ・ 保育士試験受験者支援事業
- ・ 県外保育士誘致支援事業
- ・ 保育士正規職員雇用支援事業
- ・ 保育士負担軽減促進事業（年休・休憩・産休）
- ・ 保育士・保育所総合支援センター

b 認可保育所保育提供体制強化事業

0～2歳児の加配保育士を配置することで待機児童を生じさせない。

また、障害児を受け入れるための支援を行うことで安定的な保育の提供を図る。

- ・ 保育士特別配置等支援事業
- ・ 障害児保育支援員配置支援事業

ウ 認可外保育施設

認可外保育施設とは、児童福祉法第39条（保育所）に規定する業務を行うことを目的とする施設等であって都道府県知事等の認可を受けていないものである。

令和5年4月1日現在、認可外保育施設（届出施設）は428施設、入所児童数は7,502人となっている。

本県では、認可外保育施設への支援として実施していた「保育所入所待機児童対策事業」や「新すこやか保育事業」を統合し、平成24年度からは沖縄振興特別推進交付金を活用した「待機児童対策特別事業」として待機児童の解消等に取り組み、令和4年度からは「認可外保育施設保育サービス向上事業」として、認可外保育施設の質の向上に取り組んでいるところである。

これらの認可外保育施設に対しては、「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、児童の安全確保等の面から改善指導を行っている。認可外保育施設の年度別設置状況は次のとおりである。

表6-6 認可外保育施設(届出施設)の状況(各年度4月1日現在)

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設数(箇所)	343	306	359	390	390	421	428
入所児童数(人)	11,724	9,016	9,313	8,993	8,075	7,987	7,502

(※平成31年度から、届出義務化となった事業所内保育施設を含む。)

(2) 多様な子育て支援

①地域子ども・子育て支援事業

ア 地域子育て支援拠点事業

核家族化の進行や地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する。

表6-7 地域子育て支援拠点事業実施状況(各年度末現在)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市町村数	27	27	26	25	29	28
箇所数	96	93	94	94	97	92

イ 病児保育事業

病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉向上を図ることを目的とする事業である。

表5-8 病児保育事業実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市町村数	15	15	15	16	17
箇所数	22	23	24	27	28
市町村	那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、宮古島市、南城市、恩納村、北谷町、中城村、西原町、南風原町、八重瀬町	那覇市、宜野湾市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、恩納村、北谷町、中城村、西原町、南風原町、八重瀬町	那覇市、宜野湾市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、恩納村、北谷町、中城村、西原町、南風原町、八重瀬町	那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、恩納村、北谷町、中城村、西原町、南風原町、八重瀬町	那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、本部町、恩納村、北谷町、中城村、西原町、南風原町、八重瀬町

ウ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。

令和4年5月1日現在、584クラブで実施している。

表6-9 放課後児童健全育成事業の実施状況

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市町村数	27	27	28	28	29
クラブ数	452	501	532	558	584

エ 児童厚生施設

〈児童館〉

児童館は、児童に健全な遊びを与えて健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉法に基づく児童厚生施設である。令和4年度末で18市町村に75館が整備されている。

児童館の機能・役割として、遊び及び生活を通した子どもの発達の増進に加え、子どもと子育て家庭が抱える課題の発生予防・早期発見・対応等があり、児童館に配置される児童厚生員は、子どもの遊びの援助のほか、発達や家庭環境などの面で援助が必要な子どもへの支援、子育てに関する相談対応等を担っている。

表6-10 児童館整備状況

年度	昭和52～平成29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
施設数	71	2	0	1	0	2
市町村	那覇市(10) 宜野湾市(6) 石垣市(1) 浦添市(11) 糸満市(2)、沖繩市(2) 豊見城市(2) うるま市(5) 宮古島市(6) 南城市(7) 読谷村(1) 北谷町(3) 北中城村(2) 中城村(1) 西原町(3) 与那原町(2) 南風原町(4) 八重瀬町(3)	沖繩市 西原町		石垣市		宮古島市 うるま市

注) 南大東村に児童館(施設)はあるが、児童厚生員等の常駐なし。

注) 宮古島市において1施設廃止したため、整備数と現在数は一致しない。